

令和3年度 第1回千葉市子ども・子育て会議 議事録

1 日 時：令和3年11月18日（木）10時00分～12時10分

2 会 場：千葉市役所 本庁舎8階 正庁

3 出席者：

(1) 委員

久保委員（会長）、矢澤委員（副会長）、大森委員、笠川委員、片岡委員、上村委員、岸委員、木村委員、中島委員、畠山委員、原木委員、廣田委員、藤田委員、増田委員

(2) 事務局

【こども未来局】	大野こども未来局長、植草こども未来部長
【こども未来部こども企画課】	宮葉課長、酒井課長補佐
【こども未来部健全育成課】	酒井課長
【こども未来部こども家庭支援課】	飯島課長
【こども未来部幼保支援課】	枅見課長、大坪幼児教育・保育政策担当課長
【こども未来部幼保運営課】	秋庭課長、小俣保育所指導担当課長、薄田職員担当課長
【保健福祉局健康福祉部健康支援課】	岡田課長

4 議 題：

- (1) 会長及び副会長の選任について
- (2) 子ども・子育て支援事業計画の令和2年度進捗状況について
- (3) 令和3年度における教育・保育施設等の整備状況について
- (4) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援について

5 議事の概要：

- (1) 設置条例に基づき、委員の互選により会長及び副会長を選任した。
- (2) 子ども・子育て支援事業計画の令和2年度進捗状況について、事務局より説明があり、質疑応答、意見交換の後、了承された。
- (3) 令和3年度における教育・保育施設等の整備状況について、事務局より説明があり、質疑応答、意見交換の後、了承された。
- (4) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援について、事務局より説明があり、意見交換が行われた。意見を踏まえて、引き続き事務局で検討を行うこととなった。

(5) 次回以降の開催日程について事務局より説明があった。

6 会議の経過

○酒井課長補佐 おはようございます。予定の時刻となりましたので、ただいまから令和3年度第1回千葉市子ども・子育て会議を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます子ども企画課課長補佐の酒井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日は過半数の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、条例の規定により、当会議は成立しておりますことを御報告いたします。

続きまして、お配りしております資料の確認をさせていただきます。本日、机上に座席表と資料1、別紙4の1ページ目及び資料3の差し替えを配付させていただいております。そのほか、次第、委員名簿、会議資料につきましては、事前に送付しておりますものを御使用ください。不足等はありませんでしょうか。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、適宜窓開け等による換気をさせていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、子ども未来局長の大野より御挨拶を申し上げます。

○大野子ども未来局長 皆さん、おはようございます。子ども未来局長の大野でございます。

令和3年度第1回千葉市子ども・子育て会議の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、日頃より本市の児童福祉の充実、向上をはじめ、市政各般にわたりまして多大なる御尽力、お力添えをいただいておりますこと、心から感謝申し上げます。

また、今年度は委員改選がございましたので、委員全員が新たに委嘱されておりますが、大変御多忙なお立場であるにもかかわらず、委員御就任をお引き受けいただきましたこと、誠にありがとうございます。

さて、本日の会議では、まず会長及び副会長を選任いただきまして、次に子ども・子育て支援事業計画の令和2年度進捗状況につきまして、そして令和3年度における教育・保育施設等の整備状況について、最後に、地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援について、御審議をお願いしたいと存じます。

委員の皆様方には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○酒井課長補佐 続きまして、今年度、委員の改選がございましたので、委員の皆様を御紹介させていただきます。

お手元の委員名簿に沿って御紹介させていただきます。お名前をお呼びいたしますので、恐縮でございますが、その場で一旦御起立いただきますようお願いいたします。

千葉県保育協議会会長、大森康雄様。

- 大森委員 よろしくお願ひいたします。
- 酒井課長補佐 公募委員の笠川友子様。
- 笠川委員 よろしくお願ひいたします。
- 酒井課長補佐 千葉県子育て支援館館長、片岡敏子様。
- 片岡委員 よろしくお願ひいたします。
- 酒井課長補佐 千葉経済大学短期大学部こども学科准教授、上村麻郁様。
- 上村委員 よろしくお願ひいたします。
- 酒井課長補佐 千葉県幼稚園協会会長、岸憲秀様。
- 岸委員 岸でございます。よろしくお願ひいたします。
- 酒井課長補佐 千葉市民間保育園協議会会長、木村秀二様。
- 木村委員 どうぞよろしくお願ひいたします。
- 酒井課長補佐 和洋女子大学家政学部服飾造形学科特任教授、久保桂子様。
- 久保委員 よろしくお願ひいたします。
- 酒井課長補佐 公募委員の中島典子様。
- 中島委員 よろしくお願ひいたします。
- 酒井課長補佐 全千葉県私立幼稚園連合会会長、畠山一雄様。
- 畠山委員 よろしくお願ひいたします。
- 酒井課長補佐 全国病児保育協議会理事、原木真名様。
- 原木委員 よろしくお願ひいたします。
- 酒井課長補佐 公募委員の廣田佐知子様。
- 廣田委員 よろしくお願ひいたします。
- 酒井課長補佐 イオン株式会社ダイバーシティ推進室室長、藤田紀久子様。
- 藤田委員 藤田でございます。よろしくお願ひいたします。
- 酒井課長補佐 学校法人増田学園千葉女子専門学校附属聖こども園理事長、増田和人様。
- 増田委員 よろしくお願ひいたします。
- 酒井課長補佐 千葉県社会福祉協議会常務理事、矢澤正浩様。
- 矢澤委員 よろしくお願ひいたします。
- 酒井課長補佐 委員の皆様、ありがとうございました。

なお、事務局職員の紹介につきましては、座席表の配付により代えさせていただきます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

最初に、議題（１）会長及び副会長の選任についてでございますが、会長が決まりますまでの間は、大野こども未来局長が議事の進行を務めさせていただきます。大野局長、お願ひいたします。

- 大野こども未来局長 それでは、会長が決まりますまでの間、私が進行させていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、まず議題（１）会長及び副会長の選任でございますが、千葉県子ども・子

育て会議設置条例第4条第2項の規定によりまして、会長及び副会長は委員の互選によって定めることとされております。委員の皆様、いかがいたしましょうか。上村委員さん、お願いします。

○**上村委員** 私のほうから推薦させていただきたく存じます。会長には、仕事と子育ての両立支援に関する研究等に造詣がとて深く、これまで多くの研究成果を上げてこられ、前会長でございます久保委員を推薦いたします。

また、副会長には、地域の福祉を全般にわたり推進しておられる専門機関であります千葉市社会福祉協議会で常務理事を務められ、また、行政分野での御経験も豊富でおられる矢澤委員を副会長に推薦したく存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○**大野こども未来局長** ありがとうございます。ただいま上村委員より、会長に久保委員を、副会長に矢澤委員を推薦する旨の御提案がございましたが、皆様、いかがでしょうか。

【 異議なし 】

○**大野こども未来局長** よろしいでしょうか。それでは、皆様、御異議がないようでございますので、久保委員に会長を、矢澤委員に副会長をお願いしたいと思います。

会長と副会長の任期でございますけれども、特に規定はございませんが、委員の任期と同じ期間とさせていただきたいと存じます。皆様、御協力ありがとうございます。

○**酒井課長補佐** それでは、久保会長、矢澤副会長におかれましては、それぞれ会長席、副会長席へ御移動をお願いいたします。

【 座席移動 】

○**酒井課長補佐** それでは、久保会長、一言御挨拶をお願いいたします。

○**久保会長** 皆様、おはようございます。ただいま会長に選出されました和洋女子大学の久保でございます。前回に続きまして、引き続き皆様の御協力の下、この子ども・子育て会議が実りある会議になりますよう尽力したいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○**酒井課長補佐** 続きまして、矢澤副会長、一言御挨拶をお願いいたします。

○**矢澤副会長** おはようございます。改めまして、社会福祉協議会の矢澤でございます。皆様の御推薦をいただき、副会長に就任させていただきます。会長を補佐して、この会議の運営が円滑に進みますよう努めてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

○**酒井課長補佐** それでは、ここからは会長に議事進行をお願いしたいと思います。久保会長、よろしく願いいたします。

○**久保会長** それでは、本日の議事に入らせていただきます。議題（2）子ども・子育て支援事業計画の令和2年度進捗状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○**大坪幼児教育・保育政策担当課長** 幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長の坪と申します。どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、私から議題1につきまして説明を申し上げます。失礼でございますが、座って説明をさせていただきます。

それでは、お手元の資料1「千葉市こどもプラン（第2期） 令和2年度進捗状況の

概要」を御覧ください。本日、初めて会議に参加される委員の皆さんもいらっしゃいますので、千葉市こどもプランの施策体系とこの議案の趣旨につきまして、ごく簡単に説明を申し上げます。

千葉市こどもプランにつきましては、この資料の一番左の番号のとおり、第1章から第11章までございます。全てのお子さんの子育て支援につきまして、総合的、体系的に推進していくための計画でございます。この子ども・子育て会議におきましては、第1章の子ども・子育て支援事業計画につきまして、御議論いただきながら策定、推進をしてまいりましてでございます。この計画は、毎年度、点検、評価を行いながら計画を進めていくこととしておりますので、この第1章の進捗等につきましては、この会議におきまして御報告を差し上げ、意見をいただくこととなっておりますので、この場で議題として提出させていただいております。

なお、黒い色がかかっています2から11までの施策につきましては、この会議とは別に、社会福祉審議会児童福祉専門分科会におきまして報告、意見聴取をすることとなっております。先日、10月28日に報告をいたしました。

資料1の表の見方でございますが、左から基本施策、主な取組内容、そして令和2年度、昨年度の実施状況を記載してございます。

主な取組状況を御覧ください。1章のまず1番と2番、教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の提供につきましては、後ほど別の資料で説明を申し上げます。

3の認定こども園の普及促進以下につきまして、実施状況にそれぞれ事業数等が書かれております。この評価対象施策につきまして、AからDの4段階の区分で評価をしています。

評価基準は、この表の一番下の注書き、※の2番目でございます。AからDの順に内容を説明しますと、前倒し実施など、計画以上の成果を達成したものをA評価、おおむね計画どおり実施したものがB評価、遅れなど、計画どおり実施できなかったものをC評価、休止、中止等、未実施のものがD評価、そして各年度内に事業予定がなくて、評価の対象とならないものをバーで記載しております。全84施策のうち、評価対象施策が79施策、そのうち1事業がA評価、4事業がC評価、1事業がD評価、残り全てがB評価となっております。そのうち、括弧内の数字が新規・拡充事業となっております、12事業全てがB評価となっております。

それでは、次の別紙1、A3の資料、「千葉市こどもプラン（第2期）新規・拡充・見直し事業の進捗状況」につきまして御説明を申し上げます。全てB評価、おおむね計画どおりの進捗となっておりますが、私から幾つか補足をいたします。

まず、一番左の番号、3番、「認定こども園、保育園等における外国人児童・アレルギー児等への対応のための保育補助者の設置」、左から5番目の列になります。この事業でございますが、外国人児童が多い地域の公立保育所において、児童及び保護者に対応する職員として、中国語2名、スペイン語1名の職員を配置したものでございます。

次に、5番、「子どもルーム指導員給与の改善」についてですが、令和2年度より指導員給与を増額するとともに、補助指導員給与に経験加算給を導入しており、金額等は資

料、一番右の参考値に書いてあるとおりでございます。

最後に、12「認定こども園、保育園等における医療的ケアが必要な障害のある子どもへの対応」でございますが、医療的ケアの内容により、必要に応じて主治医や嘱託医から意見を伺った上で条件が整った場合は受入れを行うこととしまして、公立、民間で5人ずつを受け入れました。

以上が新規・拡充事業の実施状況の説明でございます。

次の資料、別紙2「取組内容に対する評価」を御覧ください。新規・拡充事項を含む84施策の進捗状況が記載されておりますが、お時間の都合もございまして、B評価以外の取組につきまして、簡単に御説明をいたします。

まず、一番左の1番から18番の項目は、後ほど別紙3、4で説明をいたします。

まず、20番、基本施策の取組内容②「公立認定こども園における施設運営に係る調査・研究」でございますけれども、公立認定こども園2園で特別研修として職員同士の交換研修を予定していたんですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施を見送りました。今、実施方法などを検討することとしまして、ここはD評価となっております。

次に、同じページの27「教育・保育人材の資質の向上」中、保育園・幼稚園等合同研修事業でございますが、やはり新型コロナウイルス感染症対策として、対面での研修ができませんでしたので、C評価としております。

次に、2枚進みます。一番左の上の番号が55番で、「放課後児童クラブにおける「質」の確保・向上」の中の子どもルームに対する定期巡回指導等の報告でございます。当初、公設のルーム10か所に巡回する予定だったのが、それに加え、民設ルーム9か所ができましたので、これは前倒し評価となっていて、A評価となっております。

次に、同じページの下に進みまして、69「障害児保育・特別支援教育に関する知識や技能の向上」の障害児保育・特別支援教育に関する研修についての報告でございます。これもやはり新型コロナウイルス対策として、対面での研修を見送りましたのでC評価となっております。

取組項目の説明につきましては、B評価以外は以上でございます。

次に、別紙3「教育・保育の提供」と書いたA3の資料を御覧ください。2枚後です。

まず、教育・保育とは何かといいますと、これは認定こども園、幼稚園、保育所の教育・保育施設と小規模保育事業などの地域型保育事業の定員数の表でございます。その提供や定員数の拡充等の状況につきまして御説明をいたします。

まず、この表の見方でございますが、左側の表、計画策定当初の見込みでございますが、令和2年度からの各年度4月1日時点の数値、定員数を示しております。

表中の左から3つ目の量の見込み①の欄には、計画策定前に実施いたしましたニーズ調査、お子さんのいらっしゃる御家庭へのアンケート調査の結果を踏まえまして設定した保育の需要、次の確保方策には、計画最終年度の量の見込みに対応した教育・保育を提供するための受け皿の確保に必要な、その年の4月1日の施設の定員の合計数を定めております。

なお、御存じかと思いますが、この1号という認定区分は、保育の必要なお子さん以外の3歳以上のお子さん、2号とありますのは保育の必要なお子さん、3号は保育の必要なお子さんのことです。また、2号定員の教育利用、保育利用の内訳がありますが、教育利用というのは、新2号と言われる保育の必要性を受けて、例えば幼稚園で預かり保育を使われる方、就労しながら保育所等以外の施設を利用する方々のこととございます。2の保育利用というのが保育所、認定こども園を2号認定を受けて利用する方のこととございます。

この計画に対しまして、右側に実施状況を書いております。令和2年度の実施状況は、令和3年4月1日に向けた整備実績、保育所をつくった実績になりますので、御覧いただくのは令和3年度の行でございます。

一番上の行の大きな実施状況にある各数字が4月1日の定員数でございます。その右の確保内容に整備した施設の内訳を書いております。実施状況の見込みと実績の差というところに、合計数にマイナス344人という数字が立っております。これは確保方策の当初の整備計画に対しまして、総定員数は344人足りなかったということとございますが、御存じかと思いますが、令和3年4月、本市は待機児童ゼロを達成してございまして、待機児童ゼロに対する必要数は確保できたという実績になります。

次に、確保内容の内訳でございます。左から読みますが、まず、私立幼稚園の認定こども園への移行が2園、1つ飛ばしまして、既存保育所等の定員増につきまして、保育所が4園、認定こども園が5園、事業所内保育事業の地域枠拡充が1園で、その他、保育所等の新設が右側にございまして、合計で25園、利用定員ベースで469人分の整備を実施しております。

計画上の目標に数として達しなかった主な理由ですが、ここ数年の保育需要の保育所等の申込者数や入所待ち児童数の動向を分析いたしまして、地域を限定して重点的な保育所等の整備を行いました。その結果、過剰な整備量が抑制されたためと考えております。今後も新型コロナウイルス感染症の影響も含めました社会情勢を踏まえまして、引き続き必要な施設整備を推進してまいります。

次のページ、別紙4「地域子ども・子育て支援事業の提供」を御覧ください。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法に具体的に位置づけられました13の事業でございます。教育・保育と同じように、ほとんどの事業につきまして、数値によって量の見込み、ニーズと確保方策、実績などを示しておる事業でございます。社会福祉事業にも位置づけられる事業が入っておりまして、この教育・保育の提供と並びまして、第1章の中核をなす事業でございます。

まず、このページ、放課後児童クラブ（子どもルーム）を御覧ください。この事業は、千葉県では子どもルームと呼んでおります施設もございまして、令和2年度の実施状況を御案内いたします。一番上にありますとおり、10か所を新設するとともに、社会福祉協議会以外の民間事業者様への委託も実施しております。また、希望する全ての子どもたちに居場所などを提供するアフタースクールも12か所運営しております。見込みの欄の一番下、全市欄に記載してありますとおり、低学年では当初の確保方策の見込み数

9,872人に対しまして9,048人を受け入れました。824人少ない受入れとなっております。高学年につきましては、2,121人の見込みに対し2,181人の受入れで、60人多く受入れをしております。

この事業計画に基づきまして整備を進めているところでございますが、この課題と方向性にあるとおり、子どもルームの需要が高まっていますが、施設整備が追いつかない部分があり、また、指導員の不足により待機児童は発生している状況であります。子どもルームの適正配置によりまして待機児童の解消を目指していくこととしております。

次のページを御覧ください。次は時間外保育（延長保育）でございます。この事業は、保育所などにおきまして、通常の利用時間以外の時間に保育を実施する延長保育でございます。全市の合計欄を御覧いただきますと、9,844人の確保方策の見込みに対しまして6,078人の利用と、3,766人下回る結果となりました。

これは新規開設園を含めまして、ほとんど全ての保育所で延長保育自体は実施しております。しかしながら、先ほどからもありますが、新型コロナウイルスの影響による登園自粛によりまして、延長保育のニーズも減ったことなどが原因と考えております。これは引き続き今後開設する保育所等におきましても、まずは漏れなく実施していただくことを進めてまいります。

次のページを御覧ください。③-1、一時預かり事業（幼稚園型）及び幼稚園預かり保育でございます。この事業は、幼稚園や認定こども園が主に在籍している幼児を対象に、教育時間以外に一時的に、あるいは継続して預かりを行うとともに、主に就労している方々を対象にする長時間の預かり保育に対して、市が補助を行ったものでございます。確保方策の一番下、全市の見込みに対しまして半数以下の実績になっております。これも新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、保護者様の利用控え、あるいは施設側での預かり保育の一部の中止、縮小が主な原因となっております。引き続き利用したい保護者の方が使えるように事業の推進、あるいは補助金等の支給につきまして、着実に進めてまいります。

次のページを御覧ください。③-2、一時預かり事業（幼稚園型以外）でございます。この事業は、保育所などにおきまして一時的に預かり、定期、不定期と2つありまして、冠婚葬祭や育児疲れ等に使っていただく不定期と、週3日程度の御利用をしていただく定期、2種類がございます。この事業につきましても、下を見ていただきますとおり、見込みに対して半数以下の実績となっております。これは、この欄に書いてありますとおり、保育士不足や事務的な負担を理由に休止している園があることに加えまして、新型コロナウイルス感染症対策としての一時的な利用停止なども原因となっております。こちらにもニーズ調査によりまして高い需要が呈されておりますので、引き続き量の見込みに対応した事業量を供給するために実施園の拡充に努めるとともに、休止している園の事業再開を促してまいります。

次のページを御覧ください。④ファミリー・サポート・センター事業でございます。この事業は、子育て中の保護者の方を会員といたしまして、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と援助を行うことを希望する方との相互援助活動をコーディネー

トするものです。やはりこれも新型コロナウイルス感染症の影響により保育所等の送迎利用が減る等の理由がありまして、利用実績は見込みの6割弱の実績となっております。こちら引き続き感染拡大の終息状況によりましてニーズの増加等もあるかもしれませんので、積極的に提供会員の確保等を周知してまいります。

次に、その下の欄、⑤病児保育事業でございます。この事業は、病気などで保育所などに預けることができないお子様につきまして、診療所に併設した施設で一時的に保育を行うものでございます。令和3年4月から10施設、定員62人で運営しております。しかしながら、これもやはり先ほどからあるとおり、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者数が前年度に比べ3割程度となるなど、大幅な減少となっております。一方で潜在的なニーズは高いと考えられますので、新型コロナウイルスの感染状況と利用者数の回復状況を見極めながら、新規開設等につきましても慎重に検討していきます。

次のページに参ります。⑥地域子育て支援拠点事業でございます。この事業は、乳幼児と保護者が交流する場を開設いたしまして、子育てについての相談、情報提供などの支援を行います。市内に子育て支援館、子育てリラックス館、地域子育て支援センターがございます。こちらは子供の減少や保育所に通うお子さんの増加によりまして、利用者数が緩やかに減少傾向にあったものですが、やはり新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、昨年度は前年度に比べて半数程度に減っているところでございます。今後は感染状況を見ながら、この下の欄に書いてありますとおり、地域の子育て支援機能を有する保育所などとの連携の強化や父親の利用を促進する環境整備など、保護者のニーズに応じた方策を検討してまいります。

なお、これにつきましては、実績欄は箇所数の記載となっておりますので、御了承ください。

次に、5ページを御覧ください。⑦-1、利用者支援事業（子育て支援コンシェルジュ）でございます。現在、稲毛区に2名、ほかの区に1名の7人体制で実施しております。教育・保育施設や地域子育て支援事業等の情報提供、あるいは必要に応じて相談、助言等を行いまして、関係機関との連携調整等も実施いたしております。相談人数は増加したんですが、新型コロナウイルスの影響によりまして出張相談のニーズが大幅に減っている状況でございます。今後は2人体制とした稲毛区の効果を検証いたしまして、ほかの区の増員の必要性などを検討してまいります。

次のページでございます。次は⑦-2、利用者支援事業（母子健康包括支援センター）でございます。これは、妊娠の届出時に保健師または助産師が面接を実施いたしまして、妊娠、出産、子育ての相談に応じる、あるいは保健福祉サービスの情報提供を行う、そして関係機関と連携を図って、安心してお子さんの子育てができるように包括的な支援を行うものでございまして、各保健福祉センターに設置しております。実績は御覧のとおりですが、実施年度における課題に書いてありますが、面接をしたところ、妊婦自身の精神疾患の疑い、あるいは産後の育児協力者なしということで要支援と判定されている妊婦の方の割合が増加しており、今後も関係機関と連携を図りながら支援を行っていく必要性が見られるところでございます。

では、次のページに参ります。まず⑧-1、子育て短期支援事業の短期入所生活援助事業と、その下の表、⑧-2、夜間養護等事業でございます。こちらは、保護者が一時的に子どもの養育をすることが難しくなった場合に児童福祉施設など、本市では5施設におきまして一定期間養育することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図っております。この両事業ですが、ともに実施施設の欄にありますとおり、受入れ余力が少なく、見込みよりも受入れが少なくなっておりますとともに、やはり新型コロナウイルスの影響によりまして一時利用を中止した施設もありまして、それも影響しているところでございます。今後の方向性でありますように、制度の見直しを実施しまして、委託料の支払いを実績から定額に変更することを通じまして受入れの拡大を図ってまいります。

その下、⑨妊婦健康診査でございます。この事業は妊娠期の健康管理を行うため、医療機関に委託し、妊娠中に14回の健康診査を実施するものです。資料中には事務負担について書いてありますが、ほか、多胎の妊婦健診につきまして、償還払いでの対応となっていて、一時的ではありますが、妊婦の負担になることも課題となっております。

次のページを御覧ください。乳児家庭全戸訪問事業でございます。この事業は、生後4か月までの乳児のいる全ての御家庭を訪問しまして、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うものでございます。この事業は夜間訪問を実施して全数面接を目指しておりますが、下の課題にあるとおり、外国籍の家庭など住民票を日本に置いたまま海外で生活する方も多く、全数面接は難しいため、居住実態が把握できないお子様に対する調査も合わせて全数状況把握を目指したいと考えております。

続きまして、次のページを御覧ください。まず、⑩-1、養育支援訪問事業でございます。この事業は、養育支援が特に必要な御家庭に対しまして、そのお子さんを訪問いたしまして、お子さんの養育に関する指導、助言を行うものでございます。これも継続、着実に実施していくものなのですが、下の課題にありますとおり、対象となる家庭が抱える問題が多様かつ複雑になっているということで、支援にもより高度なスキルと時間を要する状況となっているのが課題と認識しております。

次に、⑩-2、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業を御覧ください。こちらは要対協代表者会議、実務者会議等の会議を実施しておりまして、要保護児童数、要支援児童数の増加によるケースの進行管理、あとはシステムの導入等につきまして、今後の課題となっておりますところでございます。これについても、引き続き着実に実施していくものでございます。

次のページを御覧ください。⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業でございます。数値が書いていない取組がございますが、これは特に目標を定めず、着実に課題を解決しながら事業を実施していくということで、特に目標数値が入っていないものでございます。実費徴収に係る補足給付の事業でございますが、保護者の世帯所得の状況を勘案いたしまして、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文具等の購入に要する費用、行事参加費などを助成するものでございます。令和2年度におきましては、助成対象48施設に実施していただいております、引き続き拡大されるように制度の周

知を行ってまいります。

次に、多様な事業者の参入促進・能力活用事業でございます。この事業は、教育・保育施設等への様々な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援の必要な子どもの受入れ体制を構築するものでございます。本市で実施しているこの取組は、そのうち新規の保育施設等に巡回指導を実施しておりまして、昨年度は22施設につきまして巡回指導を実施しております。これも今後、新規参入施設を含めまして、着実に支援を実施していきます。

以上、長々と大変恐縮ではございましたが、私からの説明を終わります。御清聴ありがとうございました。

○久保会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見はございますでしょうか。何かございますか。畠山委員のほうからお願いできますか。

○畠山委員 乳児の全戸訪問事業というのがあったんですけども、最近よく思うんですが、子どもが初めて産まれて、家族とも、昔は祖父母とかが一緒に生活していたことが多いと思うんですが、子育てに悩んで、それで児童虐待に走るというのは増えていると思うんです。これは、例えば外国籍の人が住民票をそのままにして海外に行ってしまったことがあるんですけども、この辺のところは、住民票だけだと日本人か外国人というのは分からないんですかね。地域に産まれている人はしっかり訪問して、家庭の状況をしっかりつかむ方法はないんでしょうか。

以上です。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○岡田健康支援課長 健康支援課です。

御質問ありがとうございます。乳児家庭全戸訪問は、住民票のある家庭全戸に訪問することを目標に目指しておりますが、乳児の場合、全員に面接できる機会として4か月健診があります。その4か月健診までの間が、先ほどおっしゃったとおり、育児に困っているとか、虐待が起こったりとか、産後鬱が発生したりとか、いろいろと問題が起こりますので、それまでの間に1回は必ず対面で面接をして、大丈夫かなということで訪問している制度なんですけれども、出生届が出た時点で把握して訪問するという形になっております。

そのようにやっていっている中で、どうしても何回行っても、そこに住んでいるかどうか分からないという方がいらして、その中には、海外に出張とか転勤で行かれている方たちも結構いらっしゃるって、そういう方たちの把握ができなくて時間を取られているところに書かせていただいたということで、ほぼほぼ4か月健診までにお会いできるような形になっていまして、さらに4か月健診の受診率が95～96%、そこで来られない方についてはもう1回、未受診訪問ということで訪問して追跡調査をしております。子どもの居住実態調査というのがありますけれども、それも含めて全数把握を目指しており、ほぼ全数把握ができているかと思われます。

以上です。

○**畠山委員** 例えば不在とか、いろいろとあると思うんだけど、そういうときに言葉の問題で、フィリピンは英語ですよ。中国語とか、韓国語とか、そういったように案内するということはおやりになっているんですか。

○**久保会長** 事務局、お願いいたします。

○**岡田健康支援課長** 確かに外国籍の方もたくさんおられまして、国際交流協会とかの御協力も得ながら翻訳したもの、健康課から来ました、保健福祉センターから来ました誰々です、あなたのことが心配だから来ましたみたいなことを書いたものをお持ちして、こういうサービスが受けられますよとか、健診はいついつ来てくださいねというのを全部、いろんな外国語に翻訳したものを持っていつているようなこともあります。あと翻訳機というのは、今、区のほうに1台ずつ置かれていますので、それを持っていくということもあります。

以上です。

○**久保会長** 畠山委員、よろしいでしょうか。

○**畠山委員** はい。

○**久保会長** それでは、そのほか。原木委員、お願いいたします。

○**原木委員** 原木です。2つあるんですけども、1つは、取組内容に対する評価の69番、特別な支援が必要な子どもへの教育・保育の提供みたいなことだと思うんですけども、評価がCになっていまして、ここはぜひ保育園とか幼稚園でそういう研修の機会を持っていただければと思うんです。私たちは小児科のクリニックなんですけれども、やはりそういう幼稚園、保育園から医療機関に行けと言われたとっていらっしゃるお子さんがすごく多くて、その都度、私たちは診断書みたいなを書いて療育に行きなさいとか、あとは幼稚園、保育園で加配の保育士をつけなさいとか、そういう診断書を書いているんですけども、もっと保育現場で保育の内容を考えて、保育がうまくいくんじゃないかなというケースが実はすごく多いんです。これって、診断書を書いて療育へ行くこと？みたいなことが最近多い気がしまして、保育士さんたちが、そういうちょっと扱いにくい子どもたちをうまく扱っていくような研修って、きっといろんなところでやっているところなので、これを必ずどこの保育園、幼稚園でも参加義務みたいな感じにして、年1回じゃなくて、3回も4回も、今、Web講演会とかがいっぱいありますから、そういう講演を受講するようになっていただけたらと思います。これをやっていただくことが本当、子どもたちの保育園、幼稚園生活の幸せにつながると思います。子どもたちへ配慮するんじゃなくて、一緒にインクルーシブに育てていくということにつながると思いますので、ぜひ御検討をよろしくお願ひしたいと思います。

○**岸委員** 関連でいいですか。

○**久保会長** はい。関連で岸委員、よろしくお願ひいたします。

○**岸委員** 千葉市幼稚園協会の岸でございます。原木先生の御指摘、ありがとうございます。特別支援教育については、幼稚園協会でも幾つかの研修会、またインクルーシブ保育所研究小委員会というのを組織して普及に努めております。ただ、やはりその志と各幼稚園の現状がついていってないという事実もあることは確かだと思っています。その

中には、大変心苦しいんですけれども、意図的にそういったお子さんをお断りするような園があることも事実でありますし、私のところなどでは、年少では入れたけれども、年中から上がれないということで移ってきた園児がこのところ特に増えているのも現実です。

ただ、そのことで、一概に保育を手放した園を責められるかどうかといえれば微妙なところがありまして、やはり保育者の確保という部分で大変困難になっていることも事実なんです。これは養成校も含めて保育園、幼稚園、養成校、行政が一体になって、この事柄についてはきちっと取り組んでいかなければならない課題ですし、そういった子どもたち、偏見を持たない保育者の養成ということは非常に重要な事柄になってくるだろうと考えているところです。こういったことがこの会議の議事録に残ることが重要だと思っておりますし、このことについては、また何らかの仕方で別個項目を取っていただいて、社会福祉審議会なり、そういったところでも構わないと思いますけれども、議題としていただければありがたいなと思っておりますのでございます。

以上です。

○久保会長 それでは、事務局のほうからこの問題について、どなたかよろしいでしょうか。

○小俣保育所指導担当課長 幼保運営課です。

研修につきましては、確かにインクルーシブ保育について理解を進めていかなければいけないと考えておりまして、本年度の計画を進めてまいりまして、対面での研修はできなかつたんですが、Webでの研修は引き続き行っております。全部の方が参加するのはなかなか難しいんですが、これを続けていくことで理解を進めていけたらなと考えております。

○久保会長 今、岸委員から、こういったことについて今後何か議題なり検討する機会を設けたらというような御提案がありましたけれども、そのあたり、いかがでしょうか。

○小俣保育所指導担当課長 それにつきましても、保育の質と合わせまして検討を課内でも今後も引き続き進めていきたいと考えております。

○久保会長 ありがとうございます。畠山委員、もう一度お願いいたします。

○畠山委員 私は今、県のほうでも会長をやっているんですけれども、県の仕事ですね。特別支援の教育については、かなりの時間を割いてやっています。増田さんにも大変お世話になっているんですが、保育者はそれぞれの親を呼んで一緒に話したりとかしているんですが、やはり保育者がいうのと、医者の方から説明してもらうのとは、説得力が全然違うんですね。それとあと、行政の療育センターへ相談に行きませんかといって、行ってもらうのはものすごく大変なんです。それで自分のところでも何遍も説明しながら、それから親御さんとも少しずつ相談しながらやるのでも、できれば療育センターも巡回指導というか、そういった、今、人員が少ないからなかなか難しいのかもしれないけれども、そこは現場に来てもらって、それで保育者と相談してもらう。保護者と話し合いができればいいし、場合によっては、私ども現場の保育者に適切なアドバイスをもらえるようなことができないかなと思っております。千葉市も県も研修をたくさんやってい

るわけですが、その中で3分の1ぐらいは特別支援教育も研修をやっているのではないかと思います。

以上です。

○久保会長 関連質問、木村委員、よろしく願いいたします。

○木村委員 すみません、木村でございます。民間保育園の立場で特別保育、原木先生のおっしゃるとおり、現場でもう少し受け止められるのではないかとというような御示唆をいただいて、そのとおりでありまして、それは保育の質の問題だと思えます。保育の質をよくするためには公立でも民間でも、そういった子どもたちをきちんと受け止めていく、保育をしていくという保育の厚みと申しますか、きちっとそういった特別保育事業をやっているには、本当は研修をやったから即できるのではなくて、それぞれの経験を踏まえた職員を多く抱えることが大切で、つまり処遇と一体化なんですね。厚い処遇をされていくと、各園、各保育所にもベテラン、そういったものを受け止められる職員が増える。そういったところに視点を当てていかないと、民間でも公立でも幼稚園でも大変なんじゃないかなと思っておるところです。

以上です。

○久保会長 今の関連質問、それから畠山委員の、行政の現場からもこういった問題に、実際にそういった現場に行くなどの取組はいかがでしょうかというような御意見が出ましたけれども、事務局のほうからどなたかお答えいただけますでしょうか。事務局、お願いいたします。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

要配慮児保育につきましては、今、各委員から御意見いただいたように、問題、課題というのは幾つもあるとは認識しております。現場への巡回等につきましては、私ども幼保運営課としては、公立保育所の所長経験者であるOBが今年度も1人拡充しておりますけれども、巡回指導員として要配慮児がいる園を中心に専門に回るというような嘱託の職員を2名ほど雇用してやっていますところ。また、障害の分野と療育センターをはじめとした、そういった障害部門からの現場への巡回というのは必要であって、そういった事業も実際にありますけれども、うまく現場のほうで活用できてない部分があるかと思しますので、各種の事業の周知ですとか、あとは、今も要配慮児がいる園については、民間園に対しては職員加配の補助金等を出しておりますが、そういった各種の施策を引き続き実施していくとともに、様々な課題については前向きに改善できるところは改善していきたいと考えております。

以上でございます。

○久保会長 畠山委員、木村委員、よろしいでしょうか。そのほか、ございますでしょうか。

では、事務局のほうから。

○大坪幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課の担当課長でございます。

先ほど畠山委員から療育センターの巡回、保育所等訪問支援のお話がありました。これは、所管課が今日ここにいないんですが、療育センターの担当課には今回の御意見

は共有させていただきます。昨年も恐らく同じような療育センターに対する御要望をいただいておりますので、必ずお伝えいたします。体制の整備が必要なものですので、すぐできるかというところは分からないんですが、何回も意見をいただいていることですので共有させていただきますして、少しでもお子さんたちによいほうにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○久保会長 それでは、そのほか、御意見、御質問ございますでしょうか。

では、先ほど原木委員がもう一つというのがありましたので、原木委員さんから。

○原木委員 これは簡単な質問なので。子育て短期支援事業とトワイライトステイとショートステイは、受けていらっしゃる施設は幾つぐらいあるんですか。今、ファミリーホームとか、そういうところに一時預かりみたいな形で行っていらっしゃる子どもがいると思うんですけども、実情だけ、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○飯島こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

ショートステイは全部で5か所ございまして、内訳としては、乳児院が1つ、児童養護施設が3つ、あと母子生活支援施設で1つです。トワイライトステイのは4か所で、内訳は児童養護施設が3つ、母子生活支援施設が1つです。

以上です。

○久保会長 原木委員、よろしいでしょうか。

それでは、増田委員、お願いいたします。

○増田委員 よろしくお願ひいたします。別紙4の3ページ、4ページあたりの話なんですけれども、一時預かり事業のほうが全市を挙げて約50%弱、40%台半ばという御説明をいただいたと思うんですけども、こちらは見てみると、各区によっての数字のばらつきが非常に大きく見えたもので、むしろ区によって、この実績がばらついた理由に当たるようなものだとか、何か分かることなどがございましたら、少しお話しただけなら何かの参考になるかなと思って、ちょっとお話しさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○久保会長 それでは、事務局、お願いいたします。

○大坪幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。

私からは幼稚園の一時預かりにつきましてですが、申し訳ありません。手元に各施設の内訳等はございませんで、詳しい具体的な話はこの場ではできないのですが、可能性としては、例えば長時間の預かりが多い施設が休止をした等ですと実績がかなり落ちる可能性はあると考えられます。あとは大規模な幼稚園が比較的多い地域ですと、実績の大きな幼稚園型につきましては、恐らく新型コロナウイルスの影響はかなり大きいように思っておりますが、休止しますと、それだけ影響が出ますので、そういったことが区によって多少差が出ている可能性はあると思っております。それ以上のことについては分かっておりません。申し訳ございません。

○久保会長 では、事務局のほうから追加の説明をお願いします。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

私のほうから、次の4ページの幼稚園型以外の一時預かりについてですが、こちらは前のページに比べると、それほど区によるばらつきはないのかなと思いますけれども、こちらにつきましては、基本的には昨年度のコロナです。令和2年の3月から実際に始まっていますが、5月末まで続いた緊急事態宣言のときには、不定期利用については基本的には休止、それから、週2回から3回の定期利用については、本来の保育園と同様に登園自粛のお願いをしておったところ。それから、同じ年度で、令和3年の1月から緊急事態宣言が始まっていますが、そのときは若干緩めて、不定期は自粛、定期は通常どおりとしておりましたけれども、やはりここで大きく利用が落ち込んでいくという結果でございます。

以上でございます。

○久保会長 増田委員、よろしいでしょうか。

○増田委員 はい。ありがとうございました。

○久保会長 それでは、そのほか、御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに御意見等ないようですので、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

【 異議なし 】

○久保会長 それでは、事務局案どおりに決定いたします。

続きまして、議題（3）令和3年度における教育・保育施設等の整備状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○大坪幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長の大坪でございます。

では、引き続きになりますが、議題（3）令和3年度における教育・保育施設等の整備状況について御説明差し上げます。座って説明いたします。

まず、お手元の資料2-1「令和4年4月に開園する教育・保育施設等について」を御覧ください。今まで令和3年度に審査を行いまして、認可適格などと判断いたしまして、定員が増えました施設を御説明いたします。

こちらの議題の趣旨でございますが、新しく開園する教育・保育施設の利用定員の設定は、子ども・子育て会議の意見聴取が義務づけられております。ですので、これも議題とさせていただきます。

なお、利用定員といいますのは、認可の定員とは別にお子さんを実際何人預かるかを決めまして、市から施設に支給する給与費の金額の算定基礎となっております。なお、子ども・子育て支援事業計画、先ほど御覧いただきました認定区分ごとの5年間の整備及び定員の手続、これは認可定員ではなくて利用定員のベースとなっております。

なお、今年度の整備計画につきましては、何人分つくるかという予定は、前回、今年の3月の会議に御説明しております。御存じかと思いますが、既に令和4年4月の保育所等の申し込みは始まっております。ですので、まずは今の時点で、今まで認可等を差し上げました施設についての利用定員を一旦中間報告として御承認いただきます。そして次回、来年3月になるとは思いますが、そこで最終的な承認をいただきまして利用定員

を決定する、そのようなスケジュールでお願いしたいと思います。

なお、定員設定のルールでございますが、基本的には認可定員と同じ数字を利用定員とすることとしております。しかしながら、新規の開設する保育所につきましては、開設初年度は4、5歳児は実際はほとんど入らない状態でございます、2年間は定員が埋まらない可能性もございます。そうしますと、その2年間は、給付費が定員通り支給されませんので、施設の運営に支障が出る場合もございますので、2年間、利用定員を認可定員より引き下げることも可能としております。これは、令和4年4月の入所予定数がおおむね確定する3月の会議におきまして、引き下げる利用定員をもって再びお諮りいたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、順に説明を差し上げます。まず、右上のところに、現時点における全体の整備予定量を書いております。7施設171人の増加でございます。整備計画には748人分となっております、現時点において約23%の達成状況となります。これは、この新設する保育所等を主に公募によって整備しておりますが、ここ数年、4月の入所待ちや入所児童数の推移を分析いたしまして、保育の需要、申込者数等、利用定数が著しく高く、保育所等が今の受け皿では不足する場所を重点整備地域と指定して保育所の整備数を厳選しております。それによりまして、整備計画よりもかなり縮減するようになっております。しかしながら、今回、重点整備地域に指定いたしました緑区の誉田駅周辺におきましては、保育所の新設を行った等の理由により、来年4月の入所児童数に対する必要な受け皿は、本市としては確保しているものと考えております。

では、次に、各施設種別の定員数を御説明いたします。

まず、(1) 保育所でございますが、上段の新設におきましては1園で、定員が60人分の増加となっております。これは、先ほど申しました緑区誉田における新規開設園でございます。

その下の区分、「小規模→保育所」でございます。保育の必要な3歳未満児のお子さんを預かる定員19人以下の小規模保育事業が2号認定、3歳以上児童の方の定員を加えるなどして認可の保育所に移るものでございます。こちらは3件で、2号及び3号の定員が82人増加いたします。

次に、(2) の事業所内保育事業でございます。これは3歳未満児を対象とした施設でございます、会社、事業所に勤める従業員のお子さんと地域のお子さんを両方お預かりするシステムでございます。これは既に7月にオープンしてございまして、1園で定員は15人、うち、地域のお子さんを預かる枠が9人分でございます。

次を御覧ください。(3) 幼稚園（給付対象へ移行）でございます。これは、私立幼稚園が新しく子ども・子育て支援新制度の確認を受けまして1号定員を設けるものでありまして、1園で75人となります。

次に、2の定員変更でございます。これは新しく施設をつくるのではなくて、既存の施設の改修等により定員を増やすものでございます。認定こども園の定員増で2園、2号、3号の合計の定員増加数は20人増で、1号定員が10人の減となっております。

以上が新規開設園等の説明でございます。

次の資料2-2の説明でございます。資料2-2は、教育・保育の提供の確保方策の進捗状況を御説明しております。先ほど資料で御説明いたしました令和3年度の現時点での整備見込み171人が、この子ども・子育て支援事業計画の数値の中でどう加わって、進捗がどうかというのを御説明いたします。

1枚目が市全体の数字でございます。2枚目以降がそれぞれの区の数字となっております。

1枚目の全区の資料で説明をさせていただきます。

まず、表の見方でございますが、一番左側の量の見込みがニーズ調査に基づく保育の需要、確保方策が見込みに応じた受け皿を確保するための定員数の整備計画を書いていまして、ここまでが事業計画でございます。

それに対しまして、右の確保量欄には、この整備実績を加えました定員数を進捗状況として記載しております。それぞれ各年度の4月1日時点の数値を示しております。例えば表の下、令和4年度の下から3行目、3号の1・2歳児でございますが、量の見込み、保育需要が8,600人となっております。それに対しまして、確保方策の計が6,862人となっております、これが計画の目標数値でございます。

ここまで整備したいという計画を立てまして、右側の確保量の一番右の計の数字が6,281人となっております。これが実際に想定した整備を終えた後の計画の実績値となっております。この表を御覧いただきますとおり、この数字に確保方策、整備計画との差がマイナス581人、量の見込みとの差がマイナス2,319人となっております。

なお、保育を必要とするお子さんの数は、2号の保育利用と3号の1・2歳児、0歳児の3つの数字を足したものでございますので、それらを太線でくくっております。

右のコメント欄を御覧ください。進捗状況を記載しておりますが、確保方策である事業計画の拡充量は748人、これに対して確保量が現時点の整備見込み、これは表の中のB-Aになりますけれども、171人で、進捗率が22.9%になります。

3号の0歳児につきましては、量の見込みは達成する見込みでございます。一方、それ以外の2号の保育利用の量の見込み、確保方策、3号の1・2歳児の方の量の見込み及び確保方策並びに3号の0歳児の確保方策につきましては、それぞれ記載のとおり、達成率、充足率となっております、現時点では目標に届いていない状況となっております。

次のページに元の状況を書いてありますが、こちらは恐縮ですが、説明を省略させていただきますが、考え方、数値の書き方等は同様でございます。

本年度の現時点までの整備の進捗状況につきましては、以上でございます。御清聴ありがとうございます。

○久保会長 それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見はございますでしょうか。大森委員、お願いいたします。

○大森委員 平成27年度の子ども・子育て新制度以降、千葉市でも施設数を随分増やしてきておりますが、千葉市のホームページにアップされている9月時点の入園待ち状況一覧によりますと、市内6区のうち、区として受入数を満たしている区が緑区のみで、そ

れ以外の5区については93%から95%ぐらいの充足率となっています。市全体としても95%、95.3%の充足率となっています。児童数としては、空いている人数よりも入所待ちをしている児童数のほうが約400名上回っておりますが、施設としては、これは全国的に、ほぼこの大都市でも同じなのですが、保育士不足や、それから0歳児がいないという理由で定員を満たしていない施設が千葉市内でも、全342施設のうち、ほぼ半数の170施設が未充足、いわゆる定員割れを起こしている状態です。ですので、この状況が続けば運営や経営状況が悪化して撤退や閉鎖、倒産などに追い込まれる施設も出てくることは容易に想像できます。

方が一、閉園になった際には、その保育園に在園している児童が全くいなければ影響は出ませんが、在園児がいた場合には、その子たちにどこかの保育園に行ってもらわなければいけませんので、調整することが必要になると思いますが、中には通常の保育園に転園できるケースもあると思いますが、それがかなわない方もいると思います。そうした場合は、例えば一旦、一時預かり保育施設実施事業をやっている保育園で受けて、その後、入園先を探していくということもあるかと思うんですが、一時預かり保育自体、現在、コロナで利用数は減っていたり、それから、保育士不足で一時保育事業を休止している保育園もありますので、減ってはいますが、コロナ前の状況としては、かなり需要はあったと。うちの保育園でも実施しておりますが、お受けできないほどのお問合せをいただいていた。ですので、令和3年1月付で公立保育所の施設管理に関する基本方針という、令和22年度までの20年間かけて公立保育所の建て替えや民営化、統廃合を進めていく計画が示されておりますが、その中でも公立保育所としての母数、保育所の中の幾つかを子育て支援センターを併設した一時保育に特化した施設にしてはどうかと検討しております。それが1点。

もう1点は、そのように経営や運営が悪化していく施設があった場合、いきなり閉鎖とか閉園という前に、定員を減らしていくことを認めていただくような定員割れ対策を考えていただいたり、それから、そういった閉園を想定した対応策の協議を始めていただきたいと考えております。

○久保会長 では、事務局のほうからお願いできますか。お願いいたします。

○大坪幼児教育・保育政策担当課長 まず1点目が、撤退、閉園に際しまして、いきなり閉園しないように、例えば定員の柔軟な変更ですとか、そういったものを検討いただけないかという部分についてです。定員を減らすと当然給付費のほうは1人当たりの単価が高くなって、少ないお子さんに見合う給付費が支給されることで、定員が空いているままだと、その分のお金が入らないで経営が苦しいということで、定員を引き下げて、今いらっしゃるお子さんに応じた定員で御支援していただけないか、そういった趣旨の御質問でございますが、定員の減少も実は届出事項になっておまして、どうしても定員が埋まらなくて、ずっと定員割れしていて苦しいというところにつきましては、個別に相談に応じて定員の減少の届出を認めているところです。2、3年前まで待機児童が非常に多く発生していた頃というのは、定員を減らしてしまうと、結局、その分、入りたいお子さんが入れなくなってしまうので、ちょっと厳しいと申し上げておりました

が、近年はそれでも柔軟に届出を受けている状況です。ですので、引き続き保育園の皆様とお話しさせていただきまして、やはりおっしゃるとおり、園がぱたっと突然なくなってしまうのがお子さんにとって最も避けなければいけないことですので、そうならないように、まずは適正な給付、適正な規模で継続をできるだけしていただけるように、我々としても制度の運用を考えてまいります。御意見ありがとうございます。

○久保会長 お願いいたします。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

もう一つのほうです。具体的に閉園に当たって、緩やかなパターンと、それから緊急的に閉じてしまうという2つの想定があろうかと思いますが、緊急的な場合、具体的に一時預かり事業等でお預かりする必要があるんじゃないかと。それから、さらに言えば、公立保育所の建て替え等に当たって、具体的にその中で対応していけるんじゃないかという御提案だと思います。一時預かり、それから、公立保育所の建て替えの中で考えていくということ。緊急的、それから緩やかな、両方とも千葉市ばかりではなくて、全国的にこれから起き得ることだと思っておりますので、国の動向も踏まえつつ、こういった御提案いただいたことも含めて検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○久保会長 大森委員、どうぞ。

○大森委員 定員を減らすことについては、全国的にも市町村が定員を減らすことをなかなか認めてくれないという傾向があるようです。千葉市の場合は政令市ですので、こうやって保育所が埋まっていないとはいえ、まだ子どもの数があるほうなんですけど、地方都市の子どもがいない、子どもの数自体がいないという市町村ですら、保育所の定員を下げたくないというぐらい、定員を減らすことをしてくれていないんです。それだと保育園は続けること自体できなくなるだけのことで、その辺を本当に柔軟に考えていただきたいなと思います。

それから、今、2点ほど申し上げましたが、公立保育所の施設管理に関する基本方針が示されたとして申し上げました。これは令和22年度までの20年間にかけて、建て替えが必要だとされている47の公立保育所を建て替えや民営化や、それから統廃合していくという計画になっておりますが、民間保育園においては、昭和51年に開設された保育園を平成25年度に改築したことを最後に行われておりません。昭和52年頃につくられた民間保育園も幾つもありますので、そういった保育園も雨漏りをしていたり、それに伴って漏電が発生してしまったりして、度重なる補修、改修が必要であったり、そもそも築後45年が経過しており、老朽化も進んでいると思っておりますので、民間保育園の建て替えも再開させていただきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○栞見課長 幼保支援課でございます。

今、大森委員からありましたとおり、今年1月に公立保育所の建て替えについての基本方針を策定させていただきましたが、当然、公立保育所が老朽化しているのと同じように、民間保育園さんのほう、特に古くからある園については老朽化が進んでいるとい

うことは認識しております。ですので、この秋、特に築40年以上で、近年、大規模改修などをしていない保育園さんなどを対象に意向調査などをさせていただきました。今後、具体的に民間保育園の老朽化の対策につきましても、やはり保育の質の向上を考えておりますので、検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○久保会長 よろしいでしょうか。

それでは、畠山委員、お願いいたします。

○畠山委員 大森委員と一緒にすけれども、認定こども園も幼稚園も同じような問題があって、耐震工事が済んでなければ補助金は出るんですけども、認定こども園に移行するときには、耐震基準を満たしてないと認定こども園に移行していかないから、そうすると45年以上経過した建物なんかは補助が全く出ずに、私なんかもかなりの部分、自己資金で約1億円ぐらいかけて補修工事を行いました。この辺のところも、国との制度の兼ね合いかもしれませんけれども、ぜひ御検討いただきたいと思ひまして、今回の国の予算では、トイレを湿式から乾式に変えるというのは厚労省の予算とか、何かの予算がついていたと思ひますけれども、その中で出るものは千葉市でも積極的に取り入れていただきたいと思ひます。

もう一つ、大森委員と同じような問題認識なんですけれども、国の子育て会議でも出ていたんですけども、これだけ待機児童が解消してきて、保育園の定員充足率は90何%になっているとか、かなり増えてきていると思ひますよね。幼稚園なんかの定員充足率は、定員を充足している幼稚園はほとんどないような状況ですから、各施設の状況をよく調べていただいて、定員を充足してないときの財務内容なんかよく調べて、少なくとも突然死しないようにしないと、幼稚園なんかですと、だんだん減ってくると、3歳児の定員募集を3年ぐらいかけてやって、それで最後の1年分ぐらいは近くの幼稚園に頼んで引き取ってもらうということはあるんですけども、撤退のルールをきちっと決めていくというのと、それからあと、資本主義社会だと、マーケットが縮小すると、やっぱり合併が起きてくると思ひますよね。それから、学校法人なんかでも統合して、慶應に東京歯科大学と一緒に残るといふ話がありますから、保育園なんかの場合にはたくさん株式会社があるし、民間もあると思ひますけれども、そういったところの経営統合する1つのルールみたいなものも考えていったらいいのではないかなと思ひます。

もう1点は、今、幼稚園も保育園も一緒だと思ひますけれども、保育士の確保に非常に困っています。その辺のところ、千葉市でも研修をやってもらって、60時間受けたら預かり保育をやっていいとかって、ああいうのを少し拡充していただくとか、それからあと、幼稚園の経営者なんか言っているのは、幼稚園の一時預かり保育、新2号をやっている施設には千葉市でできないのかなと。あれは県の制度かもしれないけれども、千葉市なんかは半分ぐらいしか県の補助金は出ないと思ひますけれども、ぜひその辺のところも御検討いただけたらと思ひます。

以上です。

○久保会長 それでは、事務局のほうからどなたか、お願いいたします。

○大坪幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長です。御質問ありがとうございます。

まず、認定こども園、幼稚園の老朽化等々の改築及び幼稚園の職員さんの処遇の改善、2つ御質問いただいた件は、かねてから御要望いただいている点でございますので、県との財政の役割分担というのが一番大切と思っております。ですので、千葉県さんと引き続き協議をいたして、あと現状把握ですね。どういったことが求められているか等々を踏まえまして、これは引き続き課内で検討させていただきます。

あと、定員割れしている園の経営の分析、予兆の把握、おっしゃるとおりです。やはり経営が危なくなっている例というのは、1つ、財務において必ず赤字が出る、それは分かりやすいんですが、あと不適切な流用等が発生していくケースがかなり多いです。我々もそこは課題と思っております、特に認可保育所につきましては、委託費として詳しい使い道が制限されていまして、園以外の目的に使う場合には協議したり、報告書類を出させるということになっています。我々がいかに早く分析して、その予兆に気づけるかどうかというのを、内部でも事務改善をできないか、考えているところでございますので、引き続き取り組んでまいります。

あと合併、統合のルールです。本市では、事業継承、会社から会社へ事業を移したことはあるんですが、合併というのは、私の記憶ではまだございまして、おっしゃるとおり、これから出てくる、あるいは、それを要望する企業が出てくる可能性があります。各法人種別によって、かなり専門的にいろいろとルールが異なると思います。社会福祉法人だったら、どうなるのか、株式会社など営利法人であったら、ルールはあるんでしょうが、市として、どう関われるのか、関わってはいけないのか。そういった注意点がいろいろあるかと思いますが、そういったこともあり得べしとして、引き続きこれは内部でまずは勉強させていただきたいと思っております。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○久保会長 では畠山委員、簡単によろしいでしょうか。

○畠山委員 参考のために言うと、幼稚園も3年ぐらい前から経営状態がかなり苦しいところがあって、その財務内容をピックアップして、数は申し上げませんが、そういう幼稚園に対しては経営改善を求めて、毎年経営状態をチェックして県の監査に入っていることをやっていますから、全体を見ておいて、そういったことも財務内容をチェックして、監査に入って経営改善を指導していくということもおやりにやったほうがいいんじゃないかなと思います。

○久保会長 御意見ありがとうございました。木村委員、お願いいたします。

○木村委員 お時間がないところ、すみません。開園する教育・保育施設等についての表の設置法人がほぼ全部株式会社ということで、決して株式会社立が運営がどうのということじゃなくて、むしろ株式会社でとてもいい保育をしているところも存じ上げておりますし、学校法人や社会福祉法人でも毎回保護者のクレームもたくさんある、もしくは保護者とトラブルを起こしているところもいっぱいあるということも承知をしています。

設置法人が云々というよりも、ここで申し上げたいのは、この時期に待機児童対策としての小規模を認可する、つまり国の基準がオーケーされたから千葉市でも認可するというのではなくて、保育環境として、1日1部屋ですべて過ごさなきゃいけない保育環境が果たして認可に値するのかどうかという市の基準というものをもうちょっと厳しくして行って、入れない子どもたちがいたら、幼稚園さんのほうに協力を求めて入れていくとか、それから古いところは建て替えて定員数を増やすとか、そういった方法で、園庭がある、また、保育環境のきちんとしたところを認可するという方法にしていかなないと、毎年毎年数園ずつ小規模が増えていくということは、先ほど委員さんがおっしゃったように、いわゆる閉園の危機とか、子どもたちを犠牲にする危機を増やしてのことですから、申し上げておきますけれども、決して株式会社立が云々ということを行っているんじゃないで、きちんとした保育をしているところも承知しておりますけれども、そのことを付け加えておきます。

○久保会長 では、続けて上村委員、お願いします。

○上村委員 上村です。付け加えてというか、養成校としても、おっしゃったとおり、18歳人口が減ってきている中で、特に次年度の入学生ですけれども、保育所希望が高校さんから減っていると。今まで、例えば1つの高校で30名ぐらい保育希望の学生や生徒さんがいたところは、今年度は5人とかしかいないという状況の中で、併せて保育所の確保というところが、質よりまず量のところ。質はもちろん大事なんですけれども、難しくなってきていると。特に小規模ですと、配置基準、当然お子さんの数対保育者の数というのが3、4、5より多くなるわけなので、当然、確保も大きくならなきゃいけないと。

千葉市に限らず、小規模はかなり増えてきていますが、実態を聞くと、認可されているので書類上は通っているんですけども、新卒が1人で6人の0歳児を見ているような実態があるというのも耳に入っておりますので、認可をして運営していくということであれば、先ほどの話ともつながりますけれども、新規の巡回訪問のところでしっかりチェックをしていただいて、子ども、保育というところをきちんと見ていただくとともに、やはり最善の利益というところをしっかりと守っていただかなければ、子どもの育ちの保証はできませんので、ぜひ養成の側からもそこはお願いしたいなと思って、付け加えさせていただきます。

○久保会長 ありがとうございます。子どもの保育環境ということで、それから、先ほどの畠山委員の保育士の確保の話も含めまして、事務局、お願いいたします。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

私のほうから、まず保育士の確保等の話ですけれども、今の話で、そもそも養成校を希望される学生さんの人数が減っているというような問題については、この場で、じゃ、こうしますというのなかなか言いがたいところはあると思うんですけども、皆様の御意見を借りながら検討させていただきたいと思っております。

それから、お話の中でありました、0歳児を1人で6人見ていると。これは新卒であろうがなかろうが、明らかな基準違反でございますので、私どもとしましても、巡回指

導しておりますが、原則としては、事前に連絡なしで、抜き打ちでこういったことがないかも含めてチェックしているということがあります。急に回数を増やすとか、人的な資源もありますので、難しいところはありますが、なるべくそういった危険性がありそうなところ、情報をいただければ、そういったところを中心に回っていくことも可能ですので、もし情報がありましたら教えていただけるよう、お願いいたします。

私からは以上でございます。

○久保会長 それでは、ほかに御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見がないようですので、事務局案のとおりに決定してよろしいでしょうか。

【 異議なし 】

○久保会長 ありがとうございます。それでは、事務局案のとおりに決定いたします。

続きまして、議題（４）地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援について、事務局から説明をお願いいたします。

○大坪幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長の大坪でございます。長い名前ですので、多様な集団活動事業と略させていただきますが、これにつきまして説明を差し上げます。

まず、1ページ。この事業なんですけど、導入の経緯をまず御説明差し上げます。令和元年10月に、皆さん御存じのとおり、幼児教育・保育の無償化がスタートいたしました。ここで認可の幼稚園、保育所、あるいは認定こども園、その他の施設が無償化並びに実質無償化されました。ここで幼稚園と類似の規模を持つ施設、事業等であって、認可を受けていないものを給付の対象とすることを含め、検討を行うことと附帯決議がございました。どんな施設かは後ほど御説明を差し上げます。

これを受けまして、文部科学省は1年調査事業を実施しまして、今年度当初、先ほど申しました13事業の地域子ども・子育て支援事業の1事業として事業化いたしました。事業化したものは、多様な事業者の参入促進・能力活用事業。巡回指導が位置づけてあるメニューに追加されました。

後で説明をいたしますが、地域や保護者のニーズに応じて、地域において大事な役割を果たしている多様な集団活動。市町村の手挙げ方式なので、市町村の条件に応じてやってくださいと。あと、幼稚園等の認可を受けない認可外保育施設、各種学校、園舎を持たずに野外保育を実施する団体を想定して事業化している自治体が既にご覧いただけます。本市はまだ事業化をしておりませんが、この場をお借りしまして、実は事業化の要望等がございましたので、まずは皆様に御意見をいただきまして今後検討を進めたいと思っている次第でございます。

まずは、どんな施設なのかという事業の概要を御覧ください。2ページ目でございます。先ほど申しましたとおり、まず、上の四角は先ほども御説明を差し上げました。

次に支援対象経費で、この対象は幼児教育・保育の無償化を受けていない保護者ですので、認可の幼稚園等々、あるいは認可外保育施設で無償化を受けてない保護者さんが、この保護対象となる施設にお支払いする保育料が対象となって、基準額は2万円ござ

います。認可の幼稚園の無償化の枠が実は2万5,700円で、認可外保育施設で主に8時間から11時間預ける方が3万7,000円となっていて、少し値段が低いということになります。

給付方法として、市町村から保護者への直接給付ですので、幼稚園等は代理受領、施設にお支払いしておりますが、これは保護者に直でお支払いをします。

対象施設の基準でございますが、御覧のとおりなんですが、色のついているところは必須、これは国の基準どおりでやる必要があります。白抜きのところは合議制の会議、子ども・子育て会議等を想定していますが、ここで話し合って緩和することができます。

順に御説明いたしますが、まず職員の配置は、結論から申しますと、認可外保育施設とほぼ同じ、有資格者が3分の1以上。幼稚園の先生、保育士、看護師で、配置基準は保育所等と全く同じ、3歳児20対1、4歳以上児30対1でございます。

設備。建物、保育室等の面積でございますが、これは認可外保育施設とほとんど同じでございますが、白抜きになっておりますので、例えば野外保育をする団体は園舎がありません。これを認める場合はこの基準を緩和することができます。

次に、対象施設等。開園時間等でございますが、これは必須で、1日4時間以上8時間未満で、週5日以上、39週以上は幼稚園の基準とほぼ一緒でございます。

保育の必要性のあるお子さんの割合は、これは教育施設としての施設であるとか条件ですので、保育の必要性を認められる方は半分を超えないということになっております。半分を超える場合は保育施設でしょうということでございます。

次に、幼児の処遇等とありますが、いろいろと書いてありますが、これも認可外保育施設と同様でございます。このうち、健康管理、安全確保、恐らくは健康診断などが想定されますが、そういったものが必須なんですが、ほかの、例えば一人一人の発達に基づいた計画を立てましようとか、そういったものにつきましては、場合によっては緩和することができます。これは地域において、いろいろな団体さんが草の根でやってきたことを踏まえまして、教育・保育の認可施設並みの指導計画を義務づけるかどうかは市町村の判断に委ねているという趣旨と取っております。

では、実際、どんな事業が対象となるかというのは3ページ目でございます。これは他市で実際に対象となっている事例でございまして、まず1番目が、園舎、園庭が基準を満たさない通園施設でございます。園庭はあるんだけど、例えば幼稚園、保育所等の基準に達しない、あるいは、保育室面積が狭い。あとはクラスごとの教室がない。そういった、いろんな理由で認可は取れないけれども、2ポツ目にあるとおり、例えば英語教育など、独自の教育方針を持っていて、1日4時間程度の利用も多い。要はその教育を希望して教育時間のみを通わせるお子さんも多い。そういったところが1つ想定されております。

2つ目、各種学校。これは、様々な外国にルーツを持つお子さんが通うインターナショナルスクールなどでございます。認可の幼稚園等ではありません。その他の学校等に類似されるものが多いんですが、保育を目的とした施設ではないので認可外保育施設としての対象にならないということで、現在は無償化の対象になっておりません。

3の自然体験活動を行う団体。これは御覧のとおり、地域の自然を生かして野外の活動を行うと。特定の園舎、設備がないから、結局、認可外保育施設の届出基準すら満たしていないので実は対象とならないということで、他市では、このような団体等が既に補助対象となっている事例がございます。

プランへの位置づけとしまして、これは13事業の1メニューとして位置づける必要がございます。実際、千葉市こどもプランでは、中間見直しや策定時に事業の追加等を行っていますので、予定どおりであれば、来年度の中間見直しにおきまして、正式に事業を位置づけするようなスケジュール感となりますが、まず先んじて、もし実施するのであれば基準等をこの会議で決定する必要があるものでございます。

最後に、4ページ目に施設ごとの主な基準がありまして、これは説明をしていきますと、かなり長いので割愛いたしますが、幼稚園、保育所、認可外保育施設、右側に本事業の基準を並べております。下線を引いてあるところがこの会議の決定をもって緩和することができるものでございます。

なお、基準の上乗せ自体は自由に認められていますので、例えば職員の有資格者の割合を引き上げる等々は市町村の任意で行うことが可能です。

補足いたしますが、大きな違いとしましては、まず、設置根拠が本事業だけは市町村の決定。これは、法律等には特に認可します、届出してくださいという根拠がなく、国の要綱レベルの決定でございます。

あと下に行きまして、指導監査です。ここは各認可外の法律に基づく監査権限が持たされておりますが、この事業は実施要綱に基づく、要は法規定以下の行政としての、いわば法律に達しない内部の規定になりますので、要綱ということについて実施が義務づけられておりますが、法的な根拠がないということで、例えば強制的な立入り等が付与されてはおりませんといったところが差になっております。

以上、非常に駆け足でございましたが、説明は以上でございます。今回は自由な御意見をいただければと思っておりますので、疑問点等がございましたら、ぜひお願いいたします。御清聴ありがとうございました。

○久保会長 それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見ございますか。岸委員、お願いいたします。

○岸委員 岸でございます。保育に携わる者として、多少の戸惑いを持ちながら、これを受け止めております。言ってみれば、総論賛成各論反対みたいな話になってくるのかなと思うんですが、このことが無償化のとき、あるいは、それ以前から話題になっていたときに、例えば先ほど外国にルーツを持つ云々と。朝鮮学校がそういうことに入ってくるんだろうなと思ったり、あるいは私の友人などでも、無認可の幼児施設で成果を上げている。それは歴史的に地域に必要とされて続けてきたものです。特に都内なんかで戦後必要とされて、基準を満たさない形で施設を続けてきた。そういう、跡を継いだ者が大変苦勞しているのを見てきていますから、そういう意味では、そういう人たちにとっては必要なものだろうなとは思っているのですけれども、同時に危惧されることも幾つもあるなと思っています。

先ほど木村委員などからも御指摘あって、いい悪いの問題じゃないけれども、株主会社の参入なんていう話が出ていました。そういった事柄で、いろんな人がこれに参入してくる時に一体どうなってくるのか。幼稚園協会の会長の立場で言えば、認可幼稚園が定員を満たしてない状態になるわけで、いろんなところが出てきたときに、かえって混乱しないだろうかということはずごく心配しています。

もう一つは、幼保レベルだということと言うわけですが、供給量の改定がなされたばかりの状況で、今、幼児教育って、どういうものかということ、保育って、どういうものかということは無償化と併せて検討が重ねられて、私に言わせれば原点回帰のような、遊びを中心として保育を構築していくことが生きる力を養うという意味で非常に重要だということ国レベルで、また識者も含めて設定したところで、自由化と言えれば自由化なんだけれども、いろんな仕方での幼児教育とおぼしきものが参入してきて、それを公的支援という形で無償化の対象にしていくということが本当にいいのだろうか。具体的に言えば、お勉強中心の幼児教室のようなものもここで認められていくとなると、それは教育要領と関係ない団体だと言っちゃえば、それまでなんだけれども、我々が目指していこうとしている21世紀の保育、幼児教育ということと、著しく離れたものまでここで認めていくのかということになると、ちょっと違うんじゃないかな。そういうところを自由に選ぶ方がいらっしやることはやぶさかじゃないし、そういう教育をなさりたい人はなさればいいんだけど、そこに公的支援が入っていくことは本当にいいんだろうかということです。

そういう部分では、我々は教育基本法があり、学校教育法があり、あるいは保育園であれば社会福祉法がありという、そういったカテゴリーの中、法縛りの中で公的支援ということを受けてきているわけなので、その中で無条件で国の方針がこうだから、こうということではないと私は思っています。やはりこの制度がつくられたのが、今申し上げたような、歴史的に地域の必要の中で続けてきた、そういった実績を上げている認可外のものがあるということの前提の中で、そういったところを支援していくというところに目的があったと思いますし、朝鮮学校などは、本来であればインクルーシブの中で我々が受け入れていけばいいんだけど、ヘイトの問題なんかがあって受け入れ切れない。残念ながら、そういった形でやらざるを得ない外国のルーツを持つ学校、保育施設などに対する支援ということであれば、人権の見地からも必要だと思いますけれども、そうじゃないところがどんどん出てきたときに整理がつかなくて、かえって混乱を引き起こすようなことがあってはよくないんじゃないか。そんなことを私は危惧しています。ですから、総論賛成各論反対、そういった言葉を用いさせていただきたいと思えます。

以上です。

○久保会長 今日、ここでは自由に皆様の御意見をいただくということだけでよろしいでしょうか。それとも、事務局に返してもよろしいですか。

○大坪幼児教育・保育政策担当課長 はい。

○久保会長 では、上村委員。

○**上村委員** この事業の内容が出るところに当たっての調査結果もちよっと見たんですけども、運営する側の施設は法的な縛りを受けないから認可外になっているところが多かったと。一方で保護者の方たちも、ほとんどの方が園の教育であるとか保育方針が気に入って、ほかのところと比べて、そこに自らの意思で行っているということがあるので、今、岸委員がおっしゃったように、長い歴史の中で地域に根づいているとか、実績があるということであれば話はちよっと別になってくると思うんですけども、手を挙げた事業者に対して、どの程度きっちりと審査をするのかということが非常に重要になってくると思いますし、やり始めたけれども、やめたところが出てきたときに一番被害を被るのはお子さんたちであるので、その中で利用をしっかりと考えて、システムができてからでないと難しいのかなと思います。我々養成校としても、新卒で学生たちが就職したいといったときに、うーんと、やっぱり悩んでしまうようなところには勧められないので、となると、結局、認可と同じになってしまって、認可園と変わらないものを行政が求めるという形になると、この事業自体が本末転倒になるのかなと思うので、採用に関してはかなり慎重に議論を重ねて、多くの方の意見を取り入れていただけたらいいかなと思います。

○**久保会長** ほかに御意見。畠山委員、お願いいたします。

○**畠山委員** 私も、いろんな方が幼児教育のところに参画してもらうのはいいことだと思うんですけども、総論賛成各論反対みたいな話で、事業をきちっと継続してやっていけば、思いつきでずっとやって、じゃ、森の中、緑の中で保育したらいいのかというのを始めて、その事業の継続性、財務内容ほかですね。それから、小学校の接続に向けて、幼児期の教育って非常に大事なものですから、その辺のところ、千葉市でもある程度基準を決めて、やっぱり他の認可外保育園と同じように、例えば子ども・子育て会議にかけていただくか。それから、幼稚園の場合ですと私学審議会にかけて受給調整も県のほうはやっているんですよ。その辺のことも含めて慎重に対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○**久保会長** 木村委員。

○**木村委員** お聞きしていて、もし千葉市だったら何団体ぐらい、今のところで想定できているのかなど。何か所ぐらいあるのかということと、それから、これをもしそうされていくとすると、小規模用の認可でさえ、えっ、あんなところを認可されちゃったのという話があるように、国や何かの基準がオーケーだからオーケーだということになっちゃうと、後々、また心配事が出てくるんだろうと思うし、こういった事業が一企業というか、例えば大きな幼児教育産業の大手のところとか、どこのって、名前を言うと怒られるから言わないですけども、そういったところがどんどんそれを普及していく手助けになるということは果たしてどうかと思うし、特定の教育団体等々がそういう方向を目指してどんどん進めていって実施されていったとしたら、本来の目的というか、趣旨を逸脱していっちゃう危険な事業だなというのは率直に感じさせていただきました。

○**久保会長** では、今、質問で、千葉市で何か所ぐらい想定されているか。お願いいたし

ます。

○大坪幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。

御意見ありがとうございます。一旦いただいた御意見につきまして、可能な限り回答をいたします。

まず、木村委員がおっしゃった、本市でどれぐらいか。具体的に御要望いただいているような状態じゃないです。ただ、我々が把握している限りで対象となれるところは数か所はあるかなと考えております。もちろんお声がけをしたわけじゃありませんが、事業の実態から見て、それぐらいかなと。ただ、恐らく行政の所管がない団体活動なので、全く知らない方々もいらっしゃるかもしれません。そこは正直、把握も、現時点ではしようがないというところですよ。

あと様々な御意見をいただいた中で、委員さん皆さんがおっしゃったように、この事業の経緯は、地域で草の根でずっと教育を行ってきていただいた団体さん。なおかつ、言ってみれば、やはり地域の方々の御厚意、御奉仕で教育を担っていただいた方々ですので、当然、資格のある方がそろっているわけでもない、施設、設備がちゃんとしているわけでもないというところがかかなり多かったですと私も聞いております。

この趣旨を踏まえて、国も新規の事業者参入はある程度慎重にという、Q&Aですが、そういった見解も示されておりますので、皆様にいただいた御意見を参考にさせていただきまして、どのようにしていくか。特に新規参入ですね。これについては賛否両論必ずあるだろうと。あるいは、質の伴わない方々を、入ってきたら、市として、どうするかという課題を加えまして考えていきたいと思っております。

あと、さっきおっしゃった、認可の縛りを嫌う施設が多いんじゃないか。これはそのとおりでして、調査結果を私も拝見しているんですが、やはり自由に教育活動できるから、この形態でやっている施設もあります。それが幼児教育として、どういうふうにか千葉市が取り組んでいくか、あるいは公費を出していくのかというのも大事な視点ではあると思っております。

それとともに、これも委員さんがおっしゃったとおり、それを厳しくしていけばいくほど、内閣府の実施要綱の趣旨からどんどん違うようになっていくというのも事実でございます。いろいろと貴重な御意見を賜りましたので、それを踏まえまして、いつ、どういうふうにしていくかというのを再度内部でまずは考えていこうと思っております。

今いただいた意見に対しましては、以上でございます。ありがとうございます。

○久保会長 すみません、ちょっと確認なんですけれども、スケジュールとしては、今、どのようなスケジュールを想定されていますか。

○大坪幼児教育・保育政策担当課長 この場の御議論次第ではあるんですが、もし事業化して実施するとすると、当然、こういう施設なので4月入所ですので、もう一度、次の子ども・子育て会議におきまして基準等をお諮りして、スタートするのかとなります。ただ、もし結論を先送るということでありましたら何らかの御報告は差し上げますが、事業スタートはもう少し先という可能性もございます。ですので、4月にやるとなると、次の会議で、実際3月ですので、ある程度事務局としての成案に近いものをお諮りする

というスケジュールになります。

○久保会長 3月の会議で、例えばまだ要綱等、問題があるということで、この会議のところでちょっと時期尚早ということになりましたら、それはまた次の年、つまり来年度の4月からの実施はなしということになりますか。

○大坪幼児教育・保育政策担当課長 そのようなことがないように、その場合はお諮りをするんですが、可能性としてはあります。ただ、そうしますと、やはりお子さんに御迷惑がかかってしまうので、もしお諮りできる段にないと判断いたしましたら、来年度に向けてのこの会議への上程は見送ります。

○久保会長 ただ、予算化していくという準備は進めていらっしゃるということでしょうか。

○大坪幼児教育・保育政策担当課長 予算化できるようには進めていると。ただ、もちろん今の時期ですから、結論が出ている状態ではありません。議案となるのが2月ですので、まだ見積り最中というぐらいの状況でございます。

○久保会長 そういった意味では、この次の3月の会議のところで最終決断ということになるかと思えますけれども、もしその場合にいろいろ情報等ありましたら、ぜひ委員のほうに様々な形で情報提供していただきたいと思えます。

時間が過ぎてしまいましたけれども、委員の皆様方、何かこの問題について、どうしてもということ御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これは事務局案どおりに決定ということではないですよ。

○大坪幼児教育・保育政策担当課長 はい。

○久保会長 それでは、これは引き続き事務局のほうで検討をお願いいたしたいと思えます。

続きまして、次第の3に移らせていただきます。その他ですけれども、事務局から連絡はございますでしょうか。お願いいたします。

○宮葉こども企画課長 こども企画課でございます。

今回の開催予定でございますけれども、来年3月を予定しておりますが、今、御議論ありましたとおり、必要に応じまして、その前に御連絡させていただくこともあるかと思えます。日程等につきましては、また改めて調整させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○久保会長 それでは、最後ですけれども、委員の皆様から全体を通じまして、何か御質問や御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、御質問、御意見がないようですので、予定していた議題は以上で終了となります。皆様のおかげをもちまして、円滑に議事を進めることができました。どうも御協力ありがとうございます。

それでは、事務局にお返しいたします。

○酒井課長補佐 それでは、以上をもちまして令和3年度第1回千葉市子ども・子育て会議を閉会いたします。委員の皆様方、本日は大変ありがとうございました。